

一宮市告示第 2 7 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により、介護保険料の過誤納金（納め過ぎ）に関するお知らせを送達します。

なお、これらの送達文書は、一宮市福祉部介護保険課で保管しており、申出によりいつでも交付します。

令和 7 年 6 月 4 日

一宮市長          中 野 正 康

公示送達対象者一覧

[illegible]